



あと少しで集団申告です！

業者の切実な声を、国へ！ 県へ！

1月26日、全国中小業者総行動に浜松民商から6名が参加しました。午前中は経済産業省、国税庁などとの交渉・懇談を行い、国民・業者の切実な声を届けてきました。

国税庁では、全国各地で人権・法律を無視した税務調査が行われていることに対し、強く詰め寄りしました。

全国の民商へ寄せられた税務調査の実例

●「住人の後をつけてオートロックをすり抜け、納税者に接触をしてきた」

●「調査開始日前に、調査調査終了手続きが終わっていた」

午後は、国会前で横断幕やプラカードなどを持ち「消費税増税中止」「増税中止で地域経済を元気に」等を訴えました。

その後、地元選出議員を中心に要請行動を行い、浜松民商では城内議員、塩谷議員を訪問。城内議員は会うことができ、直接「消費税増税をしたら経済は完全に冷え切ってしまう。与党内からしっかり反対して欲しい」と伝えました。なお、皆さんから預かった署名の紹介議員になってほしいと要望しましたが、断れました。



2月2日には、静岡県経営管理部や政策企画部、経済産業部などとの交渉をしました。

「国土交通省が発表した下請指導ガイドラインを拡大解釈し、本来なら社会保険に加入する必要の無い一人親方や中小規模事業者に、元請け会社が社会保険加入を強要するケースが多発している」という事態を把握しているのか。拡大解釈による加入の強制や未加入業者への不当な現場排除が行われないよう、どのような指導をしているのか」など、業者にとって切実な問題について交渉しました。

多くの要望に対する回答は、県は市町を指導する立場に無いとの、当事者意識の欠けるものも多く、今後も粘り強い交渉・懇談が必要であると感じるものでした。

午後からは場所を移して、静岡県中小業者集会を行いました。浜松民商の代表で東支部足田さんが、仲間を増やして頑張ろうと力強く発言をしてくれました。



参加者の感想(抜粋)

●税金滞納問題での回答は、一括納付が原則。血も涙もない回答だった。

●不平不満があっても黙り込んで世の中がよくなることを諦めるということは、この先の将来をかなぐり捨てること。浜松はやらまいかの町ではありませんか？忙しいのは皆一緒。自分には関係ないではなく、庶民一人ひとりのゆとりを作られるよう行政に要望しよう。

みなさん、商工新聞には経営やくらしに役立つ情報が満載です。よく読んで活用してください。

また、浜松民商の会員さんの活躍も取り上げられています。2月13日付商工新聞1面には、駅南支部支部長大石直裕さんが集会に参加した感想などの記事が掲載されました。

1月16日付商工新聞4面には、細江支部鈴木たかのさんが経営する曳馬路の記事が掲載されました。お店の場所は大河ドラマ直虎の舞台の龍潭寺のすぐ目の前です。



あと少しで、3月13日です。申告書への記入は終わりましたか？

① 終わってない人
急いで計算をしましょう。残された時間は、あと僅かです！

② 終わった人
申告の計算お疲れ様でした。3・13と一緒に参加できるといいですね。



あなたの近くに、申告等で困っている業者がいましたら、民商のことを教えてあげてください。あなたの一言が悩んでいる仲間を救います。

確定申告書にマイナンバーを記入したら？

今年の申告書に、マイナンバーの記入欄があることに気付いた人も多いと思います。税務署のチラシにもマイナンバーの記載が必要と書かれています。ただし、商工新聞などにも載っているように、確定申告書にマイナンバーを記載していなくても税務署は申告書を受け取るし、不利益もないとはつきり応えています。

Q. マイナンバーを記載した場合はどうなるの？

申告書を提出する時、申告者の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

例1..マイナンバーカード

例2..通知カード + 運転免許証など

また、代理人(配偶者など)が提出する場合には、委任状と代理人の本人確認書類が必要と成ります。

マイナンバーが記載してあり、本人確認などが取れない場合、申告書を受け取ってもらえない場合もあります。ご注意ください。



納税が困難な場合は換価の猶予を

延滞税が9.1% ↓ 1.8%に

確定申告を終えると、所得税額や消費税額が分かります。納税は大丈夫ですか。特に消費税は赤字でも売上にかかってくるので、支払いが困難な人も少なくありません。

税金が払えない場合、放置することが一番悪いことです。払えないことは恥ずかしいことではありません。一括納付が困難な場合には「換価の猶予」を利用しましょう。浜松民商では左記の日程で換価の猶予の書き込み会を開催します。参加を希望される方は、役員・事務局までご連絡ください。申告書の控えなど、持ち物があります。

月日..3月23日(木)

昼の部..午後2時

夜の部..午後7時

場所..浜松民商



「換価の猶予」: 国税を一時に納付することが出来ず差し押さえられている財産、又は今後対象となりうる財産の換価処分(公売)を申請に基づいて猶予し、分納を認める制度。延滞税が9.1%(3ヶ月以上)から1.8%に下がり、原則1年(最長2年)以内で安心して分納が出来ます。申請には一定の要件があります。

今後の予定

- 3/4(土) 無料法律相談日(要予約)
- 3/10(金) 原発いらない 浜松集会
- 3/13(月) **重税反対全国統一行動浜松集会**
- 3/15(水) 確定申告提出期限日
- 3/16-21 事務局決算後休暇
- 3/19(日) 浜松総がかり行動
- 3/22(水) 共済会健康講座
- 3/23(木) 換価の猶予書き込み会
- 3/28(火) 国民健康保険出前講座
- 4/8(土) 無料法律相談日(要予約)

重税反対全国統一行動・浜松集会

消費税増税反対、雇用を増やし社会保障を充実させ国民本位の税制を、大企業減税反対、戦争法廃止等呼びかけます。民意なき政治が続き、国民が置き去りにされています。みんなで参加して、中小業者の経営と国民の暮らしを守るために声を上げましょう。

場所: クリエイト浜松 2階ホール
日時: 3月13日(月) 集会: 8時30分 受付開始
行進: 10時頃 出発

❀ 婦人部員の参加者にはプレゼントもあります ❀

税務署の駐車場は絶対に使わないで下さい!